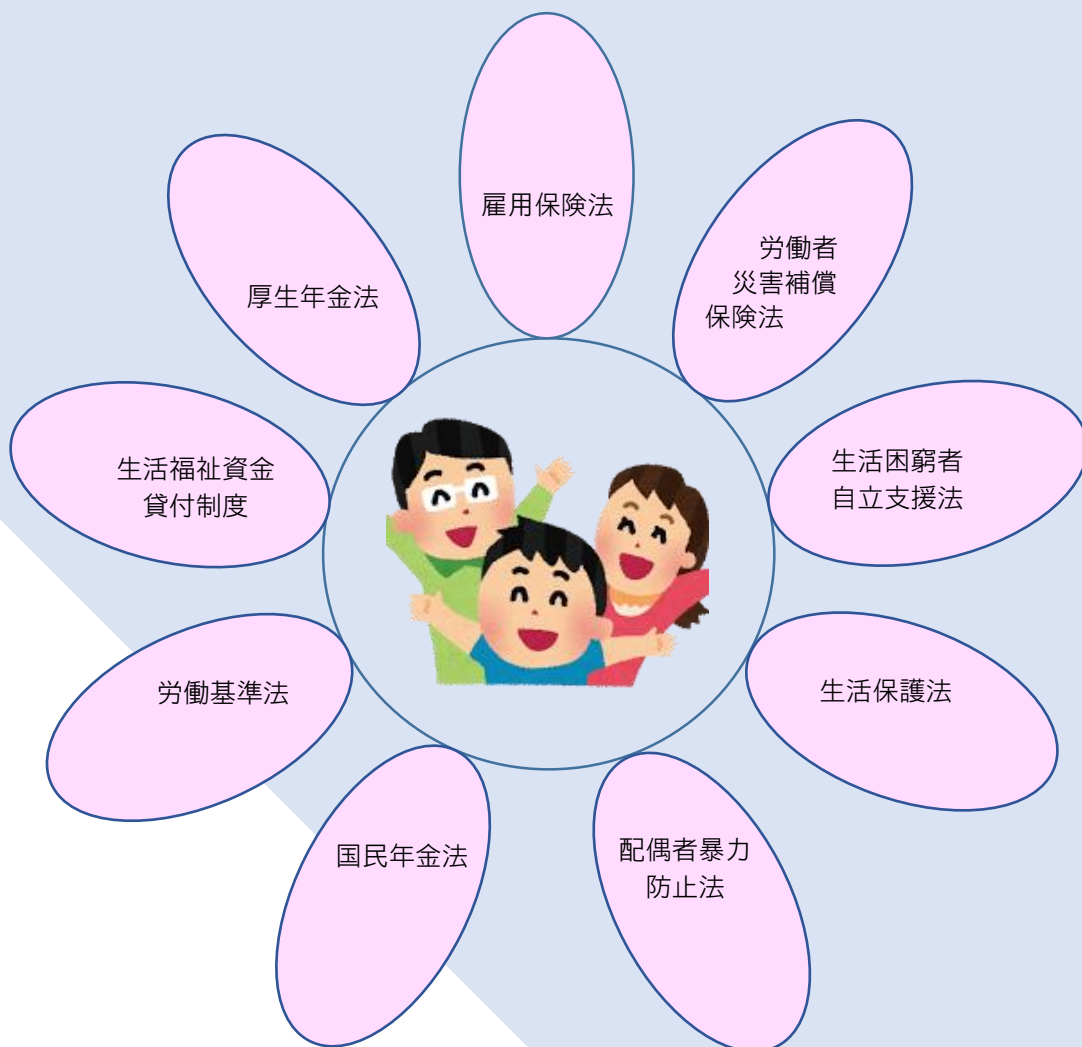


【2】生活する



1. 概要

私たちの生活は様々な社会福祉・社会保障制度によって支えられています。生活を保障する制度としては、病気や失業といった状態になったときのために、健康保険・労働災害保険・雇用保険等の支えあいの制度があります。

また、年金制度は、年金保険料を支払うことで住民の生活を支えあう仕組みです。日本は国民皆保険・皆年金制度を導入しており、厚生年金に入っていない人は20歳になれば国民年金に加入することになっています。支給される年金には、老齢年金だけでなく、病気やけがが原因で支給される障害年金、加入中や受給中に死亡した場合に遺族に支給される遺族年金があります。

収入が安定せず、そのままの状態が継続すれば、生活破たんしてしまう恐れがありますが、その手前で生活を支える制度としては、生活困窮者自立支援制度があります。また、市区町村の社会福祉協議会では、一時的に生活費が不足したときのために生活福祉資金の貸し付けを行っています。

働けない、あるいは働いても生活を維持するだけの収入が得られない場合は、最後の生活の保障としての生活保護制度があります。生活保護では生活・医療・介護・教育等の扶助が受けられます。

また、生活困窮に陥る原因の1つとして、離婚があります。外国人の場合、配偶者による暴力被害で逃げたは来たけれど、住所変更等の届出をしなかったことにより在留資格を失ったり(→P.43)、生活の目的が立たなかったりという相談も多くあります。女性相談センター等適切な相談機関につなぐことで、その後の生活再建に向けての支援を受けることができます。最近では、男性が被害者である配偶者暴力相談も出てきました。その場合も、女性相談センターにつなぎましょう。

2. 主な相談窓口

相談内容		相談窓口	関連する制度、サービス等
健康保険・年金について相談したいとき	健康保険について知りたいとき	各健康保険組合、市区町村役場、協会けんぽ各支部	④、P.46
	年金について知りたいとき	市区町村役場、年金事務所	①、②、③、P.36・56～57・66～67
	国民健康保険料や、介護保険料の支払いが困難なとき	市区町村役場	⑪、⑫、⑬
仕事について相談したいとき	仕事を探したいとき	全国のハローワーク、名古屋外国人雇用サービスセンター(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語での対応が可能(タガログ語は曜日による))	
	仕事に必要な日本語や労働慣習について学びたいとき	全国のハローワーク、名古屋外国人雇用サービスセンター(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語での対応が可能(タガログ語は曜日による))	⑩
雇用保険について相談したいとき	雇用保険基本手当(失業手当)について知りたいとき	本人の居住地を管轄するハローワーク	⑤、⑥、⑦、⑧
	介護休業給付について知りたいとき	働いている事業所を管轄するハローワーク	
	育児休業給付について知りたいとき	働いている事業所を管轄するハローワーク	P.24⑮
労働災害について相談したいとき	職場や通勤途中でけが・病気をしたとき	労働基準監督署	⑨

相談内容		相談窓口	関連する制度、サービス等
生活困窮について相談したいとき	・病気など、何らかの事情で働けないとき ・家計のやりくりがうまくいかないとき	市区町村役場(福祉事務所) 生活困窮者自立支援相談窓口	⑮、⑯
	一時的にお金を借りたいとき	社会福祉協議会	⑭
住まいについて相談したいとき	離職や解雇などで住居を失うとき	市区町村役場(福祉事務所)	P.40～41
DVIについて相談したいとき		配偶者暴力相談支援センター 女性相談センター 市区町村役場(福祉事務所) 女性の人権ホットライン(TEL:0570-070-810) 外国語人権相談ダイヤル(→P.105) 外国語インターネット人権相談受付窓口(→P.105)	P.42～43

3. 関連する制度・サービス等

◆ 年金制度に関する制度・サービス

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
①国民年金	老齢、障がい、遺族になったときに年金の支給を受けるための社会保障制度。原則として住民基本台帳に登録のある20歳以上60歳未満の人が対象。	市区町村役場、年金事務所	国民年金法	国籍要件なし	住民登録をしている人
②厚生年金	民間企業で働く人や公務員等が加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受けるもの。国民年金と同じように、老齢、障害、遺族の各種年金がある。	年金事務所	厚生年金保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を有すること。	
③脱退一時金	年金保険料を6か月以上支払っていた外国人が、日本に住所を有しなくなつてからもらえる還付金。諸条件あり。	年金事務所 市区町村役場	国民年金法、厚生年金保険法	日本国籍でないこと	

◆ 仕事に関する制度・サービス

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
④傷病手当金	健康保険の現金給付(現金で支給)。病気やけがのため働くことができず会社を休み事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給。国保組合の場合、一部で支給のため確認が必要。	各健康保険組合、協会けんぽ各支部等	健康保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を持ち、社会保険に加入している人。	
⑤雇用保険基本手当	1と2のいずれにも当てはまるときに基本手当が支給される。 1. 就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない。(注1) 2. 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること。 特定受給資格者または特定理由離職者(→P.35)については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。 (注1) 受給期間中に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことができなくなった日数だけ、受給期間を延長することができる。延長できる期間は最長で3年。	本人の居住地を管轄するハローワーク	雇用保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を有すること	

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑥傷病手当	雇用保険基本手当の申請をした後に、15日以上引き続いて病気やけがのために、基本給付の支給を受けることができない日の生活の安定を図るために、一定の要件に該当すれば支給される。	本人の居住地を管轄するハローワーク	雇用保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を有すること。	
⑦再就職手当	基本手当の受給資格がある人が早期に再就職し、一定の要件に該当する場合に支給される。また、雇用保険の受給者が、事業を始めた場合についても一定の要件に該当すれば支給される。	本人の居住地を管轄するハローワーク	雇用保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を有すること。	
⑧就業促進定着手当	再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金の1日分の額が雇用保険の給付を受ける離職前の賃金の1日分の額に比べて低下している場合、一定の要件に該当すれば給付を受けることができる。	本人の居住地を管轄するハローワーク	雇用保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を有すること。	
⑨労災保険 (労働者災害補償保険)	パートやアルバイトの人も含め、仕事中の事故等により、あるいは通常の通勤中の事故等により、けがをしたり病気になったりした場合、労災保険から療養給付(病院での治療や投薬、通院費用)が受けられる。また、それによって働けず、賃金が得られない場合は、休業給付(休業4日目から)が受けられる。	労働基準監督署	労働者災害補償保険法	国籍要件なし。在留資格は問わない。	労災保険相談ダイヤル 0570-006031
⑩外国人就労・定着支援研修	定住外国人求職者を対象に、日本語・日本の労働法令・雇用慣行・履歴書の書き方などの研修を行う。(定住外国人で、求職活動を行うことができる人が対象)	ハローワーク、名古屋外国人雇用サービスセンター(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語での対応が可能(タガログ語は曜日による))		定住外国人が対象	

◆ 生活困窮に関する制度・サービス

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑪国民健康保険料の軽減	特定受給資格者または特定理由離職者(→P.35)は、自治体の国民健康保険窓口で手続きをすることにより、一定の期間国民健康保険料が軽減となる場合がある。	市区町村役場	国民健康保険法	国籍要件なし。就労可能な在留資格を有すること。	
⑫国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業、配偶者からの暴力により、保険料を納めることが難しくなった場合に、条件により、保険料の一定割合免除、支払い猶予を受けることができる。	市区町村役場、年金事務所	国民年金法		
⑬介護保険料の減免	市区町村により一定の条件を満たす場合、介護保険料の減免を受けることができる。	市区町村役場	介護保険法		

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑭生活福祉資金の貸付制度	低所得・障害・高齢の世帯に対して、一時的に生活費等が不足した場合に資金の貸付をし、必要な援助指導を行うことによって、安定した生活が送れるようにする制度。原則として保証人が必要（緊急小口資金を除く）。 ※次のア・イの条件を満たしていれば無利子。 ア. 在留資格が「永住者」であること イ. 現在地に6か月以上居住し、将来も永住する確実な見込みがあること	社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度	自治体により、国籍要件あり（永住者可等）	自治体により内容・対象が異なる
⑮生活困窮者自立支援制度	働きたくても働けない、解雇され家賃が払えない、家計のやりくりができない等で生活が困難になるおそれのある人等を対象に、生活保護を利用しなくても自立していけるように支援する制度。相談支援、住居確保給付、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援等で、自治体により実施事業は異なる。	市区町村役場（福祉事務所）、生活困窮者自立支援相談窓口	生活困窮者自立支援法	国籍要件はなし。在留資格によっては対象とならない。	
⑯生活保護	預貯金や資産、働く能力を活用しても最低限度の生活ができない人に、最低限度の生活を保障し、自立していけるようにする制度。世帯単位。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があり、基準額は、年齢・性別・地域等で決まる。	市区町村役場の生活保護担当（福祉事務所）	生活保護法	法の対象は日本国民だが、外国人（永住者・定住者・日本人の配偶者等）に準用	

◆ 特定受給資格者・特定理由離職者について

- 特定受給資格者：
倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた人
- 特定理由離職者：
特定受給資格者以外の人で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した人

なお、特定の理由によって離職した人は、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合、雇用保険基本手当の受給が可能な場合があります。細かい諸条件がありますので、詳細はハローワークへお問い合わせください。

<離職理由の例>

会社の倒産／解雇／賃金の1/3以上の不払い／契約内容と実際の労働条件の著しい相違／
上司・同僚からの著しい冷遇・いやがらせ・セクハラ／心身の障害・体力不足・負傷等による離職 ほか



4. 外国人対応のポイント

◆ 外国人も公的医療保険や年金に加入しなければいけません。

制度について丁寧に説明しましょう。

公的医療保険制度や年金制度は国によって様々なので、外国人には理解しにくく、制度そのものを知らなかったり、「いずれ国に帰るから」「保険料が高いから」などの理由で加入していない外国人もいます。国籍に関係なく、日本に住所を有する20～60歳のすべての人が加入しなければいけないこと、いざという時に生活を保障するための制度であることを丁寧に説明し、加入することを勧めましょう。

○ 公的医療保険制度

公的医療保険には、会社員が加入する「健康保険」、公務員が加入する「共済組合」、その他大部分の人が加入する「国民健康保険」などがあります。外国人の中には、生命保険など民間の保険制度と混乱している人も多いので、制度について丁寧に説明することが大切です。

健康保険については会社で手続きをしますが、国民健康保険については、次のような場合、14日以内に居住地の市区町村役場で本人が手続きをしなければいけません。

入国した時／他の市町村から転入した時／会社の健康保険をやめた時／

扶養家族から外れた時／子どもが生まれた時／生活保護を受けなくなった時 など

ただし、後期高齢者医療制度の対象者、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援法による支給給付を受けている方などは、加入の対象になりません。

公的医療保険に加入することによって、「医療費が3割（年齢により2割）負担になる」「高額医療費の還付が受けられる」「出産一時金が支給される」「葬祭費が支給される」などの保障が受けられることも伝えましょう。

○ 年金制度

一定の期間（10年以上、2017（平成29）年12月現在）保険料を支払っていれば、老後一定の年金がもらえるほか、障害者になった時には障害年金が、亡くなった時には遺族に遺族年金が支払われることを説明しましょう。

外国人の場合は、年金保険料を支払っても、年金を受け取る前に母国に帰国するケースも考えられますが、その場合も不利益を受けないための制度があります。「社会保障協定」（→P.44）「脱退一時金」（→P.44）がそれにあたります。そうした情報もあわせて伝えましょう。

労働者の生活と雇用安定、就職促進といった福祉向上のために、雇用保険制度があります。

○ 雇用保険制度

従業員が1人でもいれば、その事業所は適用事業所として雇用保険に加入しなければなりません。労働者側の条件に、国籍、アルバイトや技能実習といった雇用形態などは関係ありません。ただし、1週間の勤務時間が一定以上なかったり、当初から短期の雇用であったりする場合や、他の制度による保護（外国の失業補償制度の適用）がある場合のような適用除外条件はあります。

雇用保険に加入していることによって、基本手当はもちろんのこと、就業促進手当・教育訓練給付金・育児休業給付などを受けることができます（実際の受給には諸条件あり）。外国人が自立した生活者として暮らしていくために、有効な制度が利用できるよう助言と支援を行いましょ。

◆ 外国人が仕事をするためには、就労が可能な在留資格が重要です。（→P.11～14）

日本に中長期に滞在している外国人は在留カードを持っており、そこに在留資格が記載されています。在留資格には、①就労活動が認められている在留資格、②就労活動が認められていない在留資格の2種類があります。

①の中でも、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者は、就労の制限がありません。一方で、技術・人文知識・国際業務、技能、教育、医療、研究、興行等の人は、この資格の範囲に限り就労が可能です。副業をする場合もその資格の範囲内での就労に限られます。

②の就労が認められていない留学、家族滞在等の在留資格を持つ外国人が就労するには、入国管理局に「資格外活動許可」の申請をすることが必要です。資格外活動許可がおりれば、週28時間まで(風俗営業等への従事は不可。長期休暇の間は1日8時間まで)の就労が可能です。(在留カードの裏面「資格外活動許可欄」に許可条件が記載されています。)

また、「特定活動」という在留資格の人が就労できるかどうかは、パスポートに添付されている「指定書」に記載されています。

必要な時は、本人の同意を得て、在留カードで在留資格を確認しましょう。

◆ 仕事やDVに関する相談が増えています。「決めつけず」に専門機関と連携しましょう。

本国と日本で労働基準が異なる場合も多く、例えば出産予定の女性の就業についてのルールが異なるなど、制度や法律の違いからトラブルが起きたり、権利が守られなかったりすることなどがあります。また、職場でのいじめ、いやがらせ、差別、家庭内の暴力などで精神的な不調を訴える外国人も増えています。精神疾患についての認識、理解が国によって異なることから、医療機関での受診を思いつかない、情報に行きつかない人も多くいます。

そうした相談を受けた場合は、日本人の物差しで決めつけることをしないで、客観的な視点で外国人の想いを受け止めた上、専門機関につなげるようにしましょう。



脱退一時金、受け取る？ 受け取らない？

脱退一時金とは、年金基金を短期間で脱退した方が受けられる一時金です。(→P.44)

母国が社会保障協定(→P.44)を結んでいる国であれば、お互いの国の年金加入期間が合算されるため、母国で受け取る年金額に反映されます。しかし、脱退一時金を受け取るとその期間を合算することができなくなります。

2017(平成29)年8月からは、老齢年金の受給に関連し、必要な資格期間が25年から10年に短縮されました。

脱退一時金の受け取るかどうかについては、後から後悔しないように、加入期間や今後の見通し等を把握した上で判断することが大切です。

いろいろなケースが考えられますので、相談者にとって何が一番良いのかを考え、助言するようにしましょう。

コックをしていたお店が 閉鎖されてしまった

仕事探し、在留資格の手続き

相談者：ネパール人28歳 対応者：外国人相談窓口

※ この項は、(特活) 移住者と連帯する全国ネットワーク発行「Migrants Network (Mネット)」第189号(2016.12発行)の「移住者なんでも相談」を基に構成したものです。



ネパール人の妻と一緒に来日して、インド・ネパール料理店でコックをしていました。先月、オーナーから「この店は売り上げが低いので、店を閉める」と言われ、失業しました。私の在留期限は2か月後ですが、雇ってくれるお店が見つかりません。なんとか新しいお店を探して、日本で暮らし続けたいのですが、どうしたらいいでしょうか。



確認は必要ですが、相談者は「技能」という在留資格で働いていたことが想定されます。その場合、インド・ネパール料理店でコックをすることが前提で許可されているので、失業すると、そのままでは在留資格を喪失して、帰国をしなければいけなくなります。

したがって、この相談への対応としてまず考えなければいけないのは、

- ① 入国管理局への届け出、在留資格・在留期間に関する手続き
- ② 妻が「家族滞在」の在留資格で滞在している場合、妻の在留資格・在留期間に関する手続き
- ③ 雇用保険基本手当の受給の手続き
- ④ 仕事を見つけること
- ⑤ 当面の生活費の確保 等となります。

在留資格に関する手続き

技術・人文知識・国際業務や技能等の在留資格を持つ人が失業した場合、失業してから3か月以上経つと、入国管理局が、その人がそれ以上日本に在留する必要があるかどうかを調べ、在留する理由がないと判断すれば、在留資格を取り消される場合があります。ただし、解雇、雇止め(雇用契約期間が切れた時点で更新しないまたは待機を通知)されて就職活動をしている人に対しては、在留期限が来るまでは在留を認められます。

このケースの場合は、雇用状況の悪化による「解雇」となりますので、在留期限までは在留が認められません。

① 「契約期間に関する届け出」の提出(失業してから14日以内)

技術・人文知識・国際業務や技能等の在留資格を持つ人が失業した場合、失業した日から14日以内に、「契約期間に関する届け出」(法務省のサイトからダウンロードできます)をしなければなりません。届出は、東京入国管理局へ郵送するか、本人の住所を管轄する地方入国管理局の窓口へ提出します。本人が引き続き日本での就職、滞在を希望する場合は、提出の際、就職活動を行うことを入国管理局にきちんと説明するようアドバイスしましょう。

② 失業中にアルバイトをする場合 → 資格外活動許可の申請

当面の生活費のためにアルバイトをする場合は、入国管理局に資格外活動許可を申請しなければなりません。入国管理局は主に以下の点を審査した上で、週28時間以内のアルバイト活動が認められます。ただし、許可の期間は90日です。

- 失業の理由が解雇であること (提出書類：雇用者の証明書か本人の申立書)
 - 違法な就労、禁止されている風俗営業に従事しないこと
 - 現在就職活動中であること
- (提出資料：ハローワークで発行されるハローワークカードか本人の申立書 等)

③ 就職活動中に在留期限が迫った場合 → 在留資格の変更

入国管理局に在留資格を特定活動に変更する申請を行います。必要な条件は以下の通りです。

- 在留期限が来る前から就職活動を行っていたこと。
(提出書類: ハローワークで発行されるハローワークカード、面接先でもらった名刺、
エントリーシート 等)
- 在留状況に問題がないこと
- その他許可することが相当であること

許可される活動内容は「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動(収入を伴う事業を運営する活動または、報酬を受ける活動を除く)」となります。就職活動の期間は6か月のみで、期間更新をすることはできません。また、特定活動に資格変更できた後、アルバイトをする場合も②と同様の資格外活動許可の申請をしなければいけません。

※ 家族の在留資格

在留資格が技能の人が失業して、特定活動に資格変更した場合、在留資格が家族滞在の家族も同時に特定活動に資格変更する必要があります。在留期限内は、家族滞在のままでも違法にはなりません。3か月以上たつて在留資格と異なる状態の場合は、入国管理局が調査の上、在留資格を取り消すこともありますので、注意しましょう。

雇用保険基本手当受給の手続き

雇用保険基本手当(→P.33)は、失業した人が安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるように給付されるものですが、一定の受給要件を満たせば、外国人も受給することができます。

受給資格は原則として、離職前2年間に被保険者期間が12か月以上あることが条件となりますが、倒産・解雇等の理由により離職した場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した場合は、離職前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あることが条件となります。

ただし、その他細かい条件がありますので、居住地を管轄するハローワークに相談しましょう。

外国人が仕事を探す時

仕事を探す場合は、ハローワークを活用するとよいでしょう。特に「技能」の場合、仕事の内容が限られますので、求人条件が明記されているハローワークの情報は便利です。どこのハローワークからも全国の同じ情報を検索することができます。

また最近では、全国各地に通訳者を置いているハローワークが設置されているほか、外国人からの相談にのる「外国人雇用サービスセンター」も全国に3か所(東京、大阪、名古屋)ありますので、紹介するとよいでしょう。

そのうちの1つ「名古屋外国人雇用サービスセンター」では、外国人への求人情報の提供、職業相談・職業紹介、応募書類の記入アドバイス、在留資格に関する相談にのっているほか、ホームページ上で各言語の求人リストを掲載しており、毎月2回更新しています。

名古屋外国人雇用サービスセンター

電話: 052-264-1901

ホームページ: http://aichi-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/gaikokujin_center_goannai/gaikokujin_koyou_center/job.html

開庁時間: 月～金 9:30～18:00 (休日: 土・日・祝日、年末年始)

通訳対応: 10:00～12:00 13:00～18:00 (ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語)

※言語は曜日によって異なります。

対象は定住外国人に限定されますが、日本語も含めた職場でのコミュニケーション、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識、履歴書の作成等の知識を習得することができる「外国人就労・定着支援研修」や介護の専門用語やスキルなども学べる「定住外国人就職支援訓練」なども公的機関や民間団体などで実施されています。

相談者: 日系ペルー人43歳 独身 対応者: 外国人相談窓口



在留資格は定住者です。5年間派遣で仕事をしてきましたが、契約期間満了で更新されず、契約打ち切りとなりました。退職をしたら、会社の社員寮からも出るようにと言われてしまいました。仕事も住むところもなくなってしまいました。これからどこに住んだらいいのでしょうか。日本語はあまりできません。



- ◆ 社員寮や、企業が契約をしている部屋などに住んでいるために、職を失うと同時に住居も失うことになる外国人は多くいます。日本語があまりできない上、貯蓄もない人も多く、仕事や住居をすぐに見つけることが難しい場合があります。まずは当面の生活を立て直せるよう、できるだけ考えられる情報を提供して支援をしましょう。どうしても生活に見通しが立たないときは、市区町村役場の生活自立支援の窓口へ相談するよう伝えましょう。
- ◆ 生活のめどが立ったら、仕事探しや住居探しなどについて、必要な情報提供や支援をしていきましょう。
- ◆ 「今日の夜から寝るところがない」などの緊急の場合、まずは助けてくれる親戚や友人がいなければ確認した上、外国人コミュニティや民間の支援団体に宿泊施設や食糧の提供をお願いするケースもあります。

外国人の住居探し

この事例では難しいかもしれませんが、会社側の都合で急に解雇される時などに、次の仕事が見つかるまでしばらくの間、社員寮に住み続けることができる場合があります。その際は会社に相談してみるといいでしょう。また、社員寮や社宅を用意してくれる仕事を探すのも一つの手です。

住居探しは、ことば、情報へのアクセス、保証人などの問題もあり、外国人にとって、とても難しいことです。外国人でも比較的入居しやすいのは、県営住宅、市営住宅などの公営住宅やUR都市機構の賃貸住宅ですが、それらも一定の収入がないと申し込みはできません。まずは、生活を安定させてから、新しい住居を見つけることが必要となります。

◆ 公営住宅の入居に関する相談

名称	電話 / URL	受付時間	備考
愛知県営住宅	052-971-4118 (テレフォンサービス) http://www.aichikousha.or.jp/rental/information/index.php	月～金曜日 9:00～17:15	管理事務所によって ポルトガル語対応可
名古屋市営住宅	052-523-3875	月～金曜日 8:45～17:15	木曜日は 19:00まで
UR都市機構	052-968-3100 http://www.ur-net.go.jp/	毎日 9:30～18:00 年末年始は休み	ポルトガル語 対応可

◆ 愛知県あんしん賃貸支援事業

「高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子どもがいる、被災者、失業者、DV(配偶者等からの暴力)被害者の世帯」の入居を受け入れる民間賃貸住宅登録に加え、その仲介業務を行う不動産店および居住支援を行う団体の登録を行い、賃貸住宅に入居を希望する高齢者等に民間賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

問合せ先：愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課 県営・市営住宅グループ
電話 052-954-1361

◆ 安心ちゃんたい検索サイト（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

災害時には被災者を対象に、平時には「高齢者等」「外国人技能実習生」「母子家庭」「生活保護受給者」の住宅確保に困っている人にも活用してもらうことを目的とし、全国の主に仲介手数料 0.54か月分(税込)以下の賃貸住宅情報を掲載しています。ただし、物件情報により対象者が異なります。

専用無料電話：0120-37-5584（受付時間：平日9:00～18:00）

URL：<http://www.saigaishienjutaku.com/>

◆ 【家主さん向け】

外国人技能実習生に民間賃貸住宅で安心した生活を送っていただくためのガイドブック （公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

技能実習制度の説明、民間賃貸住宅契約におけるポイント、外国人が生活する上でのサポート情報などをまとめており、家主の方々へ外国人技能実習生をスムーズに受け入れていただくことを目的に作成されました。

URL：<https://www.chintai.or.jp/guide/gaikoku.pdf>

◆ 見守り大家さん（公益社団法人愛知共同住宅協会）

「アパートが借りられない」「家がない」「家を失いそう」…など、住まいに関する相談ができます。Webページからメールでの相談もできます。

フリーダイヤル：0120-279-083（受付時間：平日10:00～16:00）

URL：<http://mimamori-oya.jp/mimamori/sumai.html>

入居に必要な費用

賃貸住宅に入居する場合、一般に次のような費用がかかります。日本特有の慣習もあり、外国人には理解しにくいので、あらかじめ説明しておくといでしょう。

- 家賃：1か月の賃料のこと。毎月、翌月分を支払います。
- 礼金：家主に支払う一時金です。解約時、返還されません。
- 敷金（保証金）：家賃の滞納や部屋の修繕代に対する担保として家主に支払います。解約するとき、未納家賃や修繕代などを差し引き、残額があれば、返還されます。
- 共益費（管理費）：アパートの階段、通路、エレベーターなどの共用部分の電気代や維持費として入居者が分担します。家賃とは別に支払います。
- 仲介手数料：不動産業者を通じて契約をしたとき、報酬として不動産業者に支払います。
- 損害保険料：契約の条件になっている場合、家財などの損害保険に加入します。保険の種類によって火災や水漏れなどの損害が補償されます。

その他知っておくとい情報

次のものも情報として知っておき、必要に応じて窓口に確認した上、紹介するといでしょう。

◆ 住居確保給付金

生活困窮者自立支援法による事業です。就労能力や意欲はあるものの、離職または失業によって住宅を既に失ってしまった、または、失う恐れがある場合に、求職活動を行うことを条件として家賃相当額が一定期間支給される制度です。ただし、在留資格が「就労できる在留資格」であることが条件です。詳細については、市区町村役場（福祉事務所）、または生活困窮者自立支援相談窓口にお問い合わせましよう。

◆ フードバンク

フードバンク活動とは、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動です。まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を削減するため、こうした取り組みを有効に活用していくことも必要と考えられています。民間団体が主に行なっていますが、最近では自治体や社会福祉協議会でも実施しているところがあります。地域の社会福祉協議会に問い合わせれば、どこで実施されているか情報を得ることができます。

相談者：タイ人28歳 対応者：外国人相談窓口



私はタイ国籍です。子どもは3歳。夫は日本人です。夫が暴力をふるうのですが、ずっと我慢してきました。最近は暴力だけでなく、生活費を渡してもらえなくなりました。これ以上我慢できないと思い、子どもを連れて家を飛び出してきました。これから子どもと2人で生活していきたいと思っているのですが、どうすればいいでしょうか。



- ◆ DVの相談の場合は、まずは、女性相談窓口につなぎましょう。(男性被害者から相談を受けた場合も、ひとまず女性相談窓口にご相談しましょう。)
- ◆ 在留資格が「日本人の配偶者等」の場合、離婚すると在留資格がなくなり、日本にいられなくなると思って、離婚をあきらめてしまう外国人も多いようです。本当はどうしたいのか、本人の意思を確認しましょう。
- ◆ 夫に居場所を知られないように安全確保に留意しましょう。
- ◆ 込み入った相談の場合は、日本語では難しい場合もあります。本人が希望する場合は、母語で話ができるように通訳の確保をしましょう。
- ◆ 生活再建のための継続した支援が必要となる場合もありますので、専門機関と連携しましょう。

配偶者の暴力(DV)

配偶者からの暴力は、身体的な暴力だけでなく、以下のようなものがあります。

- 身体的暴力：身体に外傷を生じさせるような暴力。
殴る、蹴る、首を絞める、引きずり回す、物を投げつける 等。
- 精神的暴力：人格を否定する等心理的な傷を与えるような言動。
大声で怒鳴る、馬鹿にする、母国の文化をさげすむ、信仰を禁止する、
在留カードやパスポートを取り上げる、外出や同国人との交流を禁止する、
無視をして口を利かない 等。
- 性的暴力：性行為の強要、避妊に協力しない、嫌がっているのにポルノビデオを見せる 等。
- 経済的暴力：生活費を渡さない 等。

※ 子の前で暴力行為をすることは、子の視点から見ると虐待です。(→P.28)

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力全般に関する相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の設置が、DV防止法により規定されています。その主な役割は、以下のとおりです。

- ① 相談や相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者および同伴者の緊急時における安全の確保および一時保護
- ④ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ⑤ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

女性のための施設としては、都道府県と政令都市が最低1つは設置が義務づけられている「配偶者からの暴力被害等に苦しむ女性の保護を行なう施設」と、都道府県、市区町村等が自主的に設置している女性問題の解決や女性の社会参画などを目的とする「女性のための総合施設」があります。どちらも名称は、「女性相談所」「女性センター」「男女共同参画センター」など様々です。

前者は、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設のひとつとして位置づけられており、都道府県知事や市長から委嘱された女性相談員が、相談に応じています。

愛知県には、2つの配偶者暴力相談支援センターがあります。

愛知県女性相談センター	052-962-2527	http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/0000012699.html
名古屋市配偶者暴力相談支援センター	052-351-5388	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-13-0-0-0-0-0-0.html

後者は、DVだけでなく、子どものこと、手当のことなど、女性に関わることであれば、あらゆる内容の相談が可能ですが、DVの相談窓口を設置している施設もあります。

安全確保と一時保護施設(シェルター)

配偶者からの暴力で被害者が逃げてきた場合、安全の確保が重要です。とにかく早期に、各市町村役場(名古屋市の場合は、各区役所)の女性相談窓口(相談窓口の名称は様々です)につなぎましょう。他の関係機関との情報共有は必要最小限とした上、情報は管理し、落ち着ける安全な場所を確保しましょう。加害者に居場所が知られないよう、市区町村役場や領事館に情報を漏らさないよう伝えることも必要です。支援を受けるために教会等につなぐこともあるかもしれませんが、情報が漏れてしまう危険性もあるので注意しましょう。また、本人には、在留カードとパスポートを常に持っているよう伝えましょう。

一時保護施設(シェルター)には公的なものと民間によるものがあります。公的なシェルターの場合は無料ですが、民間のシェルターは若干の利用料が必要となる場合もあります。母親が子どもを連れて入所することは可能ですが、男の子の場合、義務教育の年齢を超えていると、入所できない場合もあります。安全確保のため、携帯電話の使用制限、外出時の届出、門限等の行動制限があったり、共同生活の不便さを感じることもありますので、施設についてあらかじめきちんと説明をするようにしましょう。なお、シェルターが公的か民間かのタイプによっても、こうした制限の強弱は異なります。

いずれにしても、DVはととてもデリケートな問題であるだけでなく、命の危険も生じうることです。すぐに専門家に相談するようにしましょう。

在留資格がなくなる？

家を出たからといって、すぐに在留資格がなくなるわけではありません。

2012(平成24)年7月の法務省入国管理局通知「配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことと正当な理由がある場合等在留資格の取り消しを行わない具体例について」の中で、正当な理由に該当する事例として、「配偶者からの暴力(いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス))を理由として一時的に避難または保護を必要としている場合」が示されています。警察や女性センター等に相談をしている事実があり、証明書を作成してもらえれば、配偶者の暴力の被害者として6か月以上の在留資格の延長が可能となる場合があります。

また、日本国籍の子どもがいる場合は、離婚後はその子どもを養育(日本人の実子を養育)している親として「定住者」の在留資格が与えられる可能性があります。配偶者の暴力から母子で逃げてきたことから、住民登録をしないまましていると、子どもが居所不明児童とされてしまうことがあります。必ず、学校や入国管理局に事情を伝えて相談しましょう。



脱退一時金制度

※ 日本年金機構のホームページ(→P.121)で、多言語版のリーフレットおよび請求書様式をダウンロードすることができます。

外国人が帰国するなどにより、国民年金、厚生年金保険または共済組合等の被保険者資格を喪失する場合、原則として次の条件に該当する人には、脱退一時金が支給されます。

- ① 日本国籍を有していないこと
- ② 厚生年金保険または国民年金の保険料を6か月以上納めていたこと
- ③ 日本に住所を有していないこと
- ④ 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことがないこと
- ⑤ 日本国内に住所を有さなくなった日から2年以内に請求すること

手続きは、本人または代理人が次の書類を日本年金機構に提出します。

- 脱退一時金請求書
- パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ、および最後に日本を出国した年月日が確認できるページ)
- 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」および「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等)または請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受ける必要があります。
- 年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

手続きについては、以下の点に注意しましょう。

- 脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったこととなります。
- 日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方については、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本および相手国の年金を受け取ることができる場合があります。脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなります。
- 市区町村に転出届を提出しないで再入国許可を受けている場合は、請求することができません。転出届を提出した上で再入国許可を受けていれば、請求することができます。



社会保障協定

※ 日本年金機構のホームページ(→P.121)「社会保障協定」で、相手国別の注意事項、社会保障協定に関する各種申請書や添付書類、主要各国の年金制度を確認することができます。

外国人が日本の社会保障制度に加入すると、日本と母国の社会保障制度の保険料を二重に負担しなければならぬ問題が生じてしまいます。また、日本や外国の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入している必要があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。そこで日本政府は特定の外国と社会保障協定を締結し、次のような取り決めをしています。

- ① 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する(二重加入の防止)
- ② 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする(年金加入期間の通算)

2017(平成29)年8月現在、日本は20か国と協定を署名済で、うち17か国は発効しています。(イタリア、スロバキア、フィリピンは未発効) 対象となっていない制度については、それぞれの国の制度に加入手続きが必要となります。日本では、手続きは年金事務所で行います。

※ 年:年金制度 医:医療保険制度 (アルファベット順)

相手国	二重防止対象の 社会保障制度	老齢年金の受給要件 *1		相手国	二重防止対象の 社会保障制度	老齢年金の受給要件 *1	
		受給開始年齢	最低加入期間			受給開始年齢	最低加入期間
オーストラリア	年	65歳	10年 *2	ルクセンブルク	年・医	65歳	10年
ベルギー	年・医	65歳	なし	オランダ	年・医	65歳2か月	なし
ブラジル	年	男65歳 女60歳	15年	韓国 *5	年	61歳	20年
カナダ	年	65歳	10年 *3	スペイン	年	65歳2か月	15年
チェコ	年・医	男62歳8か月 女61歳4か月	30年	スイス	年・医	男65歳 女64歳	1年
フランス	年・医	61歳2か月	なし	イギリス *5	年	男65歳 女62歳	1年
ドイツ	年	65歳3か月	5年	アメリカ	年・医	66歳	10年
ハンガリー	年・医	62歳6か月	20年				
インド	年	58歳	10年				
アイルランド	年	66歳	5年 *4				

*1 受給要件にはそれぞれ例外がありますので、詳しくは相手国の大使館等に直接お問い合わせください。

*2 10年のうち5年は連続 *3 国外在住者は20年

*4 給付が2012年4月6日以後に開始の場合は10年

*5 韓国とイギリスは年金加入期間を通算しない